

島根県後期高齢者医療広域連合告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、指定金融機関を次のとおり定めたので、同条第9項の規定により告示する。

株式会社 山陰合同銀行

平成19年4月1日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正 敬

